

平成30年鎌ヶ谷市農業委員会第11回定例総会議事録

鎌ヶ谷市農業委員会会長葛山繁隆は、平成30年鎌ヶ谷市農業委員会第11回定例総会を鎌ヶ谷市総合福祉保健センター4階会議室において開催するにあたり、各委員を招集する。

1 日 時 平成30年11月6日(火) 午後4時00分

2 出席委員

農業委員 11名

- | | | |
|--------------|--------------|-------------|
| 1. 葛山 繁隆 委員 | 2. 古川 和昭 委員 | 3. 石原 和弘 委員 |
| 4. 鈴木 一男 委員 | 5. 山田 芳裕 委員 | 6. 奥山 喜和子委員 |
| 7. 浅海 博行 委員 | 8. 石井 栄一 委員 | 9. 時田 将 委員 |
| 10. 鈴木 有光 委員 | 11. 川村 誠司 委員 | |

農地利用最適化推進委員 5名

- | | | |
|----------|----------|----------|
| 鈴木 吉夫 委員 | 澁谷 好治 委員 | 濱田 光一 委員 |
| 大山 貴 委員 | 飯田 展久 委員 | |

3 事務局出席者

- 事務局 長 佐山 佳明
事務局次長 浅海 一洋
主任主事 山田 亮

4 会議日程

議事録署名委員の指名について

議事

- | | |
|------------------------------|----|
| 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について | 2件 |
| 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について | 1件 |
| 議案第3号 農用地利用集積計画について | 1件 |
| 報告第1号 農地法第4条の規定による転用届出について | 1件 |
| 報告第2号 農地法第5条の規定による転用届出について | 5件 |
| 報告第3号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について | 1件 |
| 報告第4号 地目変更登記に係る照会に対する回答について | 1件 |

5 開 会 午後4時00分

葛山 議長 ただいまの出席委員は11名です。定足数に達しておりますので、平成30年鎌ヶ谷市農業委員会第11回定例総会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

葛山 議長 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員に

4番、鈴木一男委員

5番、山田芳裕委員を指名いたします。

葛山 議長

お諮りいたします。

議案第1号より逐次審議することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

葛山 議長

ご異議なしと認め、議案第1号より逐次審議いたします。

今回の現地調査班は3班です。時田將班長より総括的な報告をお願いいたします。

時田 班長

議長

葛山 議長

9番、時田將班長

時田 班長

3班の現地調査の報告をいたします。

10月30日午後2時に事務局に集合し、申請内容等の説明を受けた後、班員3名、葛山会長、浅海会長職務代理者、事務局職員3名と共に現地調査を実施しました。

提出された案件は、農地法第3条の規定による許可申請について2件、農地法第5条の規定による許可申請について1件、農用地利用集積計画について1件の合計4件でした。

3班といたしましては、いずれも許可相当と判断しましたが、皆様のご審議の程よろしくをお願いいたします。

なお、詳細につきましては班員より報告いたします。

以上で3班の総括報告を終わります。

葛山 議長

ありがとうございました。それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、審議番号1を議題といたします。

葛山 議長

事務局に議案の説明をお願いします。

山田主任主事

議長

葛山 議長

山田主任主事

山田主任主事

議案書の3ページをご覧ください。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、審議番号1及び審議番号2は関連しておりますので、一括してご説明いたします。

申請地は、審議番号1が、畑2筆、合計面積5,070平方メートルの内915平方メートルの所有権の移転で、審議番号2は、畑1筆、面積4,429平方メートルの内3,340平方メートルの使用貸借権の設定を行うもので、審議番号1及び審議番号2は隣接している普通畑です。

営農計画は、大根の作付けを行います。

本申請は、譲渡人は高齢のため、農業経営の縮小を図り、譲受人は農業経営の拡大を目的として農地を探していたことから、農地を取得するものです。

譲受人の取得後の経営面積は65アール以上となり、年間の従事日数は180日で、聞き取りにより専農従事者数は3名と確認をしています。

また、所有農業用機械並びに全部耕作等の許可要件については、農地台帳等により確認していますので、特に問題はありません。

以上です。

葛山 議長 現地調査の報告を求めます。

大山 委員 議長

葛山 議長 大山推進委員

大山 委員 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、審議番号1及び審議番号2は関連していますので、一括して調査報告をいたします。

事務局において、書類審査の後、現地調査を実施しました。

審議番号1は、畑2筆、合計面積5,070平方メートルの内915平方メートルの普通畑で、審議番号2が、畑1筆、面積4,429平方メートルの内3,340平方メートルの普通畑で、いずれも耕作されていました。

申請理由は、事務局説明のとおりであり、また、従事日数等の許可に必要な要件も事務局説明のとおり備えています。

審査会において、申請地に置かれている農業用倉庫も含まれるのかの確認に対し、そのとおりとの回答でした。次に、本案件は、求積により申請されたが、その後の登記等に支障が生じないか確認したところ、問題はないとの回答でした。次に、譲受人のほかに耕作者等はいないのかの確認をしたところ、弟が手伝ってくれているとのことでした。次に、使用貸借分について、譲受人による耕作が認められない場合は、所有権移転分を含め許可取消しとなる旨を伝え、一部雑草が生え、遊休化している部分があったことから、草刈り等を実施の上、完了後に農業委員会まで連絡するよう指導しました。最後に、所有権移転後に営農を開始してから3年間は農地転用できない旨を伝えました。

書類審査・現地調査・審査会の結果、問題はないものと思われま

す。皆様のご審議の程よろしくお願いいたします。

以上で報告を終わります。

葛山 議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

葛山 議長 無ければ、質疑を終了いたします。

それでは、採決をいたします。

議案第1号について、現地調査班の報告のとおり決定することにご異議の無い方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

葛山 議長 全員賛成により、議案第1号は可決されました。

葛山 議長 続いて、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、審議番号1を議題といたします。

葛山 議長 事務局に議案の説明をお願いします。

山田主任主事 議長

葛山 議長 山田主任主事

山田主任主事 議案書の4ページをご覧ください。

議案第1号農地法第5条の規定による許可申請について、審議番号1でござ
います。

申請地は、畑4筆、合計面積8,918平方メートルです。

転用計画は、所有権移転による太陽光発電施設用地です。

申請理由は、譲受人は建築資材業の他に太陽光発電及び売電事業等も営んで
おり、鎌ヶ谷市周辺で電力が不足している状況であることから、本市で太陽光
発電施設用地を探していました。また、譲渡人は、長期の入院を余儀なくさ
れ、農業を続けることが困難となったことから、申請地での太陽光発電施設を
計画したもので、転用計画は適当であるものと思われま。

周辺農地への被害防除につきましては、雨水対策として、整地後の転圧のみ
とすることで自然浸透させるとともに、農地との隣接部分にはブロック2段積
み及びネットフェンスを設け、農地への土砂等の流出を抑制します。

農地区分につきましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産
性の低い農地等であるので、第2種農地に該当しますが、代替性として、申請
地は譲受人が計画する規模に見合う広さであり、他の土地では代替えがきかな
いものと思われま。

資金につきましては、自己資金で賄い、金融機関の残高証明書により確認し
ています。

関係法令につきましては、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達
に関する特別措置法に該当しますが、「再生可能エネルギー発電事業計画認定
申請書」の写しにより申請済みであることを確認しています。

また、信用につきましては、過去に重大な違反行為もなく、問題はないもの
と思われま。

以上です。

葛山 議長 現地調査の報告を求めます。

川村 委員 議長

葛山 議長 11番、川村誠司委員

川村 委員 議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、審議番号1の調査
報告をいたします。

10月30日に事務局において、申請内容等の説明を受けた後、現地調査を
及び審査会を実施しました。

現地は、畑4筆、合計面積8,918平方メートルの普通畑です。

転用計画及び申請理由は、事務局説明のとおりです。

審査会において、太陽光パネル設置による周辺への影響について確認したところ、反射光については、設置角度を10度と低くすることで、周辺への影響はほとんど無く、また、反射熱は発生しないとの回答でした。次に、農地転用の申請書と太陽光発電の申請書の事業面積が違うことから確認したところ、売電申請時に地積更正前の面積を使用していたためとのことでした。次に、駐車スペースは転圧のみとするのか確認したところ、利用後に支障が生じた場合は、砂利敷き等にしたいたいのことでした。次に、接道が通学路であることから、子供が入り込まないよう対策を取っているか確認したところ、侵入できる隙間ができないよう、隣地との間はしっかり塞ぐとの回答でした。次に、定期的な除草等を要望したところ、月に1回のペースで除草を行う予定であるとの回答でした。次に、許可後は速やかに着工し、許可後3ヶ月目には工事進捗状況報告書を、完了後は工事完了報告書を提出するとともに、地目変更をするよう指導しました。最後に、学校教育課より、当該地への進入路は通学路となっていることから、工事中は安全管理を徹底し、初富小学校及び第五中学校の各学校長への工事概要に関する事前説明を必ず行うこと、開発指導室より、コンテナ等の建築物は原則建築できないこと、道路河川管理課より、出入口部分の側溝について、横断グレーチングへの布設替えを検討願いたいこと、文化・スポーツ課より、埋蔵文化財等の確認についての協議依頼があり、必ず事前協議を行うことを伝えました。

現地調査及び審査会の結果、許可相当と判断しましたが、皆様のご審議の程をよろしく願いいたします。

以上で報告を終わります。

葛山 議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

葛山 議長 無ければ、質疑を終了いたします。

それでは、採決をいたします。

議案第2号について、現地調査班の報告のとおり決定することにご異議の無い方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

葛山 議長 全員賛成により、議案第2号は可決されました。

葛山 議長 続いて、議案第3号農用地利用集積計画について、審議番号1を議題といたします。

葛山 議長 事務局に議案の説明をお願いします。

山田主任主事 議長

葛山 議長 山田主任主事

山田主任主事 議案書の5ページをご覧ください。

議案第3号農用地利用集積計画について、審議番号1でございます。

本件は、農用地利用集積計画の内容が本市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に適合するものであることから、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、鎌ヶ谷市長より平成30年10月16日付けで、農用地利用集積計画の決定を求められたものです。

計画は、畑2筆、合計面積6,035平方メートルの農地の賃借による利用権の更新で、5年間の利用権を設定するものです。

また、権利の設定を受ける者は、経営面積、農業従事日数、所有農業機械等の要件を満たしているとともに、所有する農地に遊休農地等はありません。

なお、権利の設定を受ける者は、経営主の変更に伴い、名義を現在の経営主とするとともに、借賃の変更を更新時に併せて行っています。

以上です。

葛山 議長 現地調査の報告を求めます。

石原 委員 議長

葛山 議長 3番、石原和弘委員

石原 委員 議案第2号農用地利用集積計画について、審議番号1の調査報告をいたします。

申請地は、畑2筆、合計面積6,035平方メートルの梨畑でした。

本件は、事務局説明のとおり、農用地利用集積計画の更新で、賃借による利用権の設定を5年間行おうとするものです。

調査の結果、問題はないものと判断いたしますが、ご審議の程よろしく願います。

以上で報告を終わります。

葛山 議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

葛山 議長 無ければ、質疑を終了いたします。

それでは、採決をいたします。

議案第3号について、現地調査班の報告のとおり決定することにご異議の無い方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

葛山 議長 全員賛成により、議案第3号は可決されました。

葛山 議長 以上で本日の審議案件はすべて終了いたしました。

続いて、報告事項を議題とします。

報告第1号から第4号までを報告いたします。

葛山 議長 事務局の報告をお願いいたします。

山田主任主事 議長

葛山 議長 山田主任主事

山田主任主事 議案書の6ページから8ページまでをご覧ください。

報告第1号農地法第4条の規定による転用届出について1件、報告第2号農地法第5条の規定による転用届出について5件の計6件につきましては、内容及び添付書類等の不備はありませんでしたので、事務局長専決により、受理通知書を交付いたしました。

続きまして、議案書の9ページをご覧ください。

報告第3号引き続き農業経営を行っている旨の証明について1件につきましては、事務局において現地調査をしたところ、農地として耕作されておりましたので、会長専決により証明書を発行いたしました。

続きまして、議案書の10ページをご覧ください。

報告第4号地目変更登記に係る照会に対する回答について1件につきましては、農業委員及び農地利用最適化推進委員並びに事務局において現地調査を行ったところ、宅地となっていましたので、会長専決により非農地として回答いたしました。

以上です。

葛山 議長

ただいま報告があったとおりでございますのでご了承願います。

葛山 議長

これにて本定例総会に上程されました案件の審議は、すべて終了いたしました。

以上で、平成30年鎌ヶ谷市農業委員会第11回定例総会を閉会いたします。

閉会 午後4時30分

以上、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため次に署名する。

平成30年12月 4日

鎌ヶ谷市農業委員会議長 葛 山 繁 隆

鎌ヶ谷市農業委員会委員 鈴 木 一 男

鎌ヶ谷市農業委員会委員 山 田 芳 裕